不育症、不妊症と診断された夫婦への医療費を助成しています

不育症治療費助成について

助成内容	不育症の検査および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、指定医療機関で不育症と診断された方 ・不育症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限　10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)

一般不妊治療費助成について

助成内容	一般不妊治療に用いた検査費および治療費(医療保険適用と適用外の両方)
対象者	・婚姻が確認できる法律上の夫婦、または事実上婚姻状態にある男女で、産科・婦人科・泌尿器科・皮膚泌尿器科を標榜する医療機関で不妊症と診断された方 ・不妊症の治療を受けた妻の年齢(治療開始時点の年齢)が43歳未満の夫婦 ・治療および申請日に、夫または妻のいずれかまたは両方の住所が市内にある方
補助金額	1年度あたり上限　10万円(本人負担額の1/2以内)
所得制限	なし
補助期間	2年間(県内の市町村で同制度の助成を受けていた場合にはその期間も含みます。)

※上記の助成を受けた後に出産し、さらに次の出産を希望される方は、再び助成対象となります。
※特定不妊治療費助成(体外受精、顕微授精)は、津島保健所☎(26)4137へお問い合わせください。
【申請の受付】
令和4年3月診療分から令和5年2月診療分までを、3月15日(水)までに申請してください。

詳しくは市ホームページをご覧ください→

問 健康推進課　☎(28)5833

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口・受診方法について

<相談・受診方法>

1. 発熱などの症状が生じた場合は、まずは、**かかりつけ医など**の地域で身近な医療機関に電話でご相談ください。
2. かかりつけ医などを持たない場合や相談する医療機関に迷う場合は、「**健康フォローアップセンター**」もしくは「**救急医療情報センター**」へ電話でご相談ください。

●健康フォローアップセンター(受診・相談窓口)

愛知県津島保健所	☎(24)6999
開設時間	平日:午前9時～午後5時30分
夜間・休日相談窓口	☎052(526)5887
開設時間	平日夜間:午後5時30分～翌午前9時 土・日曜日、祝日:24時間体制

●救急医療情報センター(24時間)

津島市	☎(26)1133
県	☎052(263)1133

3. 1または2で案内された「診療・検査医療機関」に電話連絡し、医療機関の指示に従って受診してください。
＊「感染しない、感染させない」ため、日頃から3つの密が発生する場所を徹底して避けるとともに、マスクの着用、手洗い、消毒など基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。